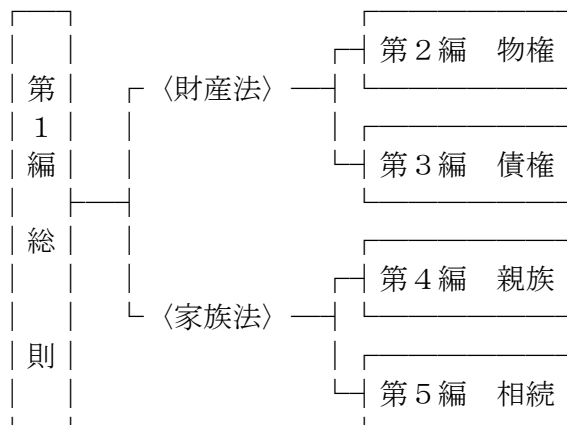


には民法全般に通じる通則的規定を定めたものであるが、原則的に適用されるのは財産法についてであり、財産法の総則としての意味合いが強い。



⇒ 「第4編 親族」は、宅建試験において直接出題されないため、本テキストでは省略し、必要な箇所適宜説明を加える。

2 民法の基本原則

民法は、**権利能力平等の原則**、**所有権絶対の原則**、**私的自治の原則**、を基本原則としており、私的自治の原則から**契約自由の原則**、**過失責任の原則**が導かれる。

(1) 権利能力平等の原則

すべての人（自然人）は、生まれながら、平等に権利能力を有する（1の3）。権利能力とは、権利・義務の主体となりうる地位ないし資格をいい、法的人格（法人格）といってもよい。

(2) 所有権絶対の原則

人が物を所有することは絶対であるとして私的所有権を認め、国家や他人がこれに干渉することはできない。

(3) 私的自治の原則

私的な法律関係（権利の取得や義務の負担）については、個人の自由意思に基づいてのみ決定することができる。この原則から「契約自由の原則」と「過失責任の原則」が派生する。

① 契約自由の原則

私的な法律関係について、個人の自由意思に基づいてのみ決定することができるということから、誰と、どのような内容の契約を締結するかは、個人の自由意思に委ねられる。このことは、契約は自由意思に基づかなければならないということでもある。

② 過失責任の原則

個人の自由意思を最大限に尊重し、自由な行動を保障するのであれば、その自由意思に基づいた行為についてのみ責任を負うことになる。その結果、他人に損害を与えたときでも、**故意**または**過失**がなければ責任を負わないという原則が導かれる。